

# 役員及び評議員の報酬等に関する規程

---

社会福祉法人東松島福祉会

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東松島福祉会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により費用弁償を支給する。

(理事及び評議員の報酬等)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償を支給することができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償を支払うことができる。ただし、定款第9条に定める範囲とする。

3 法人及び事業運営の管理・監督に専念する理事には、理事会及び評議員会の承認を得て月額で報酬を支払うことができる。報酬額については理事会及び評議員会で決定する。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償を支給することができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費の実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改 正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

附 則

1、この規程は、平成18年4月1日より施行する。

2、平成25年 4月 1日 改正

3、平成29年 4月 1日 改正

別表1

項 目	費用弁償
理事会への出席	8,000円
評議員会への出席	8,000円

別表2

項 目	報 酬 (終日)	報 酬 (半日)	実費弁償
理事及び評議員 業務報酬等	20,000円	10,000円	○公共交通機関は実費 ○私有車運行の場合は 1kmあたり15円支給
項 目	報 酬 (終日)	報 酬 (半日)	実費弁償
監事監査 指導報酬等	20,000円	10,000円	○公共交通機関は実費 ○私有車運行の場合は 1kmあたり15円支給

別表3

旅費交通費	宿泊費	報酬1日	その他の必要な経費
実 費	20,000円 を上限とする	20,000円	実 費